
規 則

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 年 月 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県漁業調整規則の一部を改正する規則

第 1 条 高知県漁業調整規則（令和 2 年高知県規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

第 50 条に次の 1 項を加える。

2 前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。

第 58 条第 1 項中「該当する」を「該当する場合には、当該違反行為をした」に改め、同項各号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第 59 条中「違反した」を「違反したときは、当該違反行為をした」に改める。

第 2 条 高知県漁業調整規則の一部を次のように改正する。

第 34 条第 1 項の表中

「		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流
---	--	---

を

「		四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流
		松田川に係る河川中宿毛市橋上町坂本ダムえん堤上流端から上流

に改め、(10)の項を削り、(9)の項を(10)の項とし、(8)の項を(9)の項とし、(7)の項を(8)の項とし、(6)の項を(7)の項とし、同表(5)の項中「(3)及び(4)」を「(3)から(5)ま

で」に改め、同項を同表(6)の項とし、同表(4)の項中「(3)」を「(3)及び(4)」に改め、同項を同表(5)の項とし、同表(3)の項の次に次のように加える。

(4) あゆ(全長10センチメートルを超えるものに限る。)	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで	仁淀川に係る河川中高岡郡越知町桐見治水ダムえん堤上流端から上流
-------------------------------	------------------------	---------------------------------

第34条第1項の表中(11)の項を削り、(12)の項を(11)の項とし、(13)の項を(12)の項とし、(14)の項を(13)の項とし、(15)の項を(14)の項とし、(16)の項を(15)の項とし、(17)の項を(16)の項とし、(18)の項を(17)の項とし、(19)の項を(18)の項とし、(20)の項を(19)の項とし、(21)の項を(20)の項とし、(22)の項を(21)の項とし、(23)の項を(22)の項とし、(24)の項を(23)の項とし、(25)の項を(24)の項とし、同条第3項中「第1項の表の(1)及び(12)から(24)まで」を「第1項の表の(1)及び(11)から(23)まで」に改め、同条第4項中「第1項の表の(1)から(5)まで若しくは(7)から(24)まで」を「第1項の表の(1)から(6)まで若しくは(8)から(23)まで」に改める。

第38条から第40条までを次のように改める。

第38条から第40条まで 削除

第58条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項第1号中「第35条から第43条まで」を「第35条から第37条まで、第41条から第43条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定(第58条第1項の改正規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)及び次項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

◎ 高 知 県 漁 業 調 整 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則